

化学物質の自律的管理に関するQ&A（新たな化学物質規制の概要編）

項目	番号	ご質問	回答
自律的管理の概要	1	今回の化学物質による労働災害防止のための新たな規制はどのような背景で行われたのでしょうか。	化学物質についてはこれまで有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」）や特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」）などといった特別規則により個別の化学物質の管理・取扱い等が規制されてきましたが、国内で使用される化学物質の種類が多様化し、特別規則の対象以外の化学物質による労働災害が約8割と多く発生しています。この理由として、特別規則対象以外の化学物質に対する危険有害性の確認、対策が十分に行われず使用されているとの指摘がされています。このため、国が危険有害性が確認されている化学物質（リスクアセスメント対象物質）に関する情報を公表し、事業者がリスクアセスメントを実施し自律的な化学物質の管理を行うことを基軸とした法規制の体系とすることとなりました。
	2	今回の化学物質による労働災害防止のための新たな規制に伴い、建設業ではどのような取り組みが必要となるのでしょうか。	建設業においても、様々な化学物質が使用されていることから、以下の取組等を行うことが必要になりました。 ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任する。 ・リスクアセスメント対象物（令和6年4月1日現在：896物質）にばく露される濃度を最小限度にする。 ・濃度基準値が設定されている物質について、労働者のばく露の程度を基準値以下にする。 ・リスクアセスメント結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するとともに記録を作成及び保存する。 ・皮膚等障害化学物質等への直接接触を防止する。 ・化学物質ばく露低減措置、リスクアセスメントの結果事業者がばく露低減措置の一環として実施した健康診断の結果、措置に関する事項等を衛生委員会等に付議する。
化学物質管理者	3	元請の建設業者においても化学物質管理者の選任が必要となるのでしょうか。	化学物質管理者の選任義務については、業種・規模を問わず「リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡・提供する事業場」とされています。したがって、元請自らリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡・提供しない場合は法的には選任義務はありません。ただし、元請が協力業者にセメント、生コン等を譲渡・提供するようなケースでは、元請にも化学物質管理者を選任し、協力業者に対して危険有害性に関する情報を提供することが必要となります。
	4	現場の下請（協力業者）として専門工事を行う場合、その現場ごとに化学物質管理者の選任が必要となるのでしょうか。	化学物質管理者は、店社等の事業場単位で選任することが義務付けられており、建設工事現場における塗装等の作業を行うなど協力業者の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられますが、そのような出張先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求める趣旨ではないとされています。
	5	化学物質管理者の職務はどのような内容になっていますか。	具体的な業務範囲は以下のとおりです。 化学物質管理者に求められる業務は、これらを「管理」することであって、実際の業務を必ずしも自らが行う必要はありません。 ・リスクアセスメントの実施に関すること。 ・リスクアセスメントの結果等に基づき事業者が講ずる措置の内容及びその実施に関すること。 ・リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。 ・リスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 ・リスクアセスメントの結果等に基づき事業者が講じた措置の状況等の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 ・以上の事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。 なお、あまり考えられませんが、建設業者自らリスクアセスメント対象物質を製造する場合は、これらに加えて化学物質管理者がラベル表示・SDS交付に関することを実施することになります。
	6	化学物質管理者の資格要件はどのように定められていますか。	「化学物質の管理に関する業務を適切に実施できる者であること」が必要とされていますが、リスクアセスメント対象物の製造を行う事業場以外の事業場においては、資格要件はありませんが、安全衛生団体等が実施している6時間の化学物質の管理に関する講習（リスクアセスメント対象物の製造を行う事業場では12時間の専門的講習）を受講することが推奨されています。
保護具着用管理責任者	7	保護具着用管理責任者を選任する事業場はどのように定められていますか。	保護具着用管理責任者は、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる場合」「特化則等の特別則における第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された等の場合」には、保護具着用管理責任者の選任が必要です。 保護具着用管理責任者は、業種や規模にかかわらず、上記に該当する全ての事業場で選任しなければならないものであり、適切に職務が行える範囲で選任・配置する必要があります。 作業場所ごとに選任することまで求められていませんが、元請、下請、孫請等（2次、3次・・・）にかかわらず所属する労働者に保護具を使用させる場合は各々の事業者が保護具着用管理責任者を選任する必要があります。 選任に当たっては、労働安全衛生規則第12条の6に定めるとおり、化学物質管理者を選任した事業者に対して義務づけられるものであることから、上質問の3及び4にも留意する必要があります。
	8	保護具着用管理責任者の職務はどのような内容になっていますか。	次に掲げる事項の管理とされています。 (1) 作業環境、作業内容を把握し、適正な保護具を選択 (2) 保護具の使用法、保守管理方法に関するマニュアルの作成 (3) 保護具の使用、保守管理に関する教育の実施 (4) 保護具に関する事項の記録の作成
	9	保護具着用管理責任者の資格要件はどのように定められていますか。	保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者とされており、建設事業者に身近なところでは、労働衛生コンサルタント試験合格者、第一種衛生管理者免許保有者、作業主任者等の資格者に加え、安全衛生推進者の講習を受けた者が例示されています。（令和4年5月31日付け基発0531第9号：令和4年9月7日一部改正） なお、これらの有資格者であっても「保護具着用管理責任者に対する教育」を受講することが望ましいとされ、「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について」（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）においてカリキュラムを示しており、安全衛生団体等で6時間の教育を実施しています。
	10	保護具着用管理責任者は化学物質管理者や作業主任者を兼ねることができるのでしょうか。	保護具着用管理責任者については、「適切に職務を行える範囲であれば、化学物質管理者や作業主任者等を兼務することは差し支えない。ただし、特化則第36条の3の2第1項における第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場所等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、作業主任者が保護具着用管理責任者と兼任することはできない。」とされています。



リスク アセスメント	11	労働安全衛生法によるリスクアセスメントとはどのように規定されているのでしょうか。	化学物質のリスクアセスメントは、労働安全衛生法第57条の3に規定されており、その基本的な考え方及び具体的な手順の例等については、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号：改正令和5年4月27日 同指針公示第4号）に定められています。
	12	リスクアセスメントを行う対象の化学物質はどのようなものなのでしょうか。	リスクアセスメントの対象となる化学物質は、ラベル表示やSDS交付が必要とされる化学物質です。したがって、基本的にはSDSで表記されている化学物質はリスクアセスメントの対象になります。
	13	化学物質のリスクアセスメントはどのように実施するのでしょうか。	次のようなプロセスで実施します。 (1) 最初に使用する製品のラベル表示やSDSにより含まれる化学物質の危険有害性を確認し、予定される作業においてどのような形や量で化学物質に接触するかというばく露の見積りを行う。 (2) 使用する製品に含まれる化学物質のリスクを評価し、そのリスクの低減措置（当該化学物質への接触を減らすための具体的な方法）を検討の上、実施するとともに、労働者に対してはリスクアセスメントを行った結果を周知する。 なお、リスクの見積りに関してはマトリクス法（災害の発生可能性と重篤度を相対的に尺度化、縦軸と横軸としてあらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り当てられた表に基づきリスクを見積もる方法）などがありますが、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」において、簡単な化学物質リスクアセスメントツール「CREATE-SIMPLE（クリエート・シンプル）」が公開されており、誰でも使用することができるようになっています。
	14	化学物質のリスクアセスメントの結果に基づき、具体的にどのような措置を行う必要がありますか。	リスクアセスメントの結果に基づき、事業者には危険性又は有害性の低い物質への代替、衛生工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用という優先順位に従い、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施することが求められます。
	15	化学物質のリスクアセスメントを実施した記録はどうすればよいですか。	リスクアセスメントを実施した場合はその記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に次のリスクアセスメントを行ったときは3年間）保存することとされています。併せてリスクアセスメント対象物を取り扱う業務に従事する労働者に周知する必要があります。
	16	リスクアセスメント対象化学物質の管理と有機則や特化則の対象となっている化学物質の管理との関係はどのようなのでしょうか。	リスクアセスメント対象化学物質のうち、有機則や特化則等の特別則が適用される化学物質については各々の規則で定められている措置を行う必要があります。具体的には作業主任者の選任や特殊健康診断の実施、掲示義務などがあります。また、特別則対象物質のリスクの見積方法として、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）では、特別則の各条項の規定を確認する方法を示しており、特別則対象物質は特別則の規定を確認し当該規定で定められた措置の実施を含めたばく露低減対策を行うことで、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置を講じることができます。
ラベル表示・ SDS	17	購入した製品の容器にラベル表示がありますが、ラベル表示とSDSとの関係はどのようなになっているのでしょうか。	リスクアセスメントの対象となる化学物質を含有する製品の容器には注意喚起語や人体に及ぼす影響などを記したラベル表示があり、容易に注意すべき事項等の概要を知ることができます。一方、SDSは基本的に製品のメーカーやディーラーから取り寄せることとなります（ホームページ等で公開されている場合もあります）。ラベルの表示義務があるのは7項目であるのに対し、SDSの記載事項は16項目あり、かつ記載内容も詳細にわたっています。とくに製品に含有されている各化学物質ごとの含有量（原則重量%）や物質ごとの有害性などについてはSDSでしか確認できない場合が多いことから、実際にリスクアセスメントを実施するに当たってはSDSを取り寄せることが必要となります。
	18	作業で使用する製品のSDSをメーカーから入手しましたが、有害性についてはどの項目を確認するとよいのでしょうか。	SDSの項目2.に「危険有害性の要約」があります。この項目は製品全体としての有害性とその毒性の種類ごとにとまとめられているほか、[注意書き]として<安全対策><応急措置>等に関する情報が記載されています。含まれている化学物質については項目3.「組成・成分」に成分名がCAS番号と含有率とともに記載されており、また、各成分ごとの有害性については項目11.「有害性情報」には各成分ごとの有害性が記載されています。なお、項目15.「適用法令」の項には労働安全衛生法、有機則、特化則等法令の適用に関する情報が記されています。
	19	製品のラベルやSDSにある「GHS」とは何を指すのでしょうか。	「GHS」とは、国際連合経済社会理事会で合意された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）の略称です。化学物質やその混合物の危険・有害性を特定し、使用するすべての人にその情報を伝えることを目的としています。そしてその情報を伝える手段がラベルやSDSになります。
	20	製品のラベルやSDSに四角に囲まれた表示がありますがこれは何でしょうか。	GHSの基準に基づき化学物質の危険有害性を表しているもので、絵表示（ピクトグラム）、GHS標章などと呼ばれています。主に有害性に関するものは次のとおりです。  【炎】可燃性ガス、引火性液体、自己反応性化学品  【どくろ】急性毒性（区分1～3）  【腐食性】皮膚腐食性、眼に対する重大な損傷性  【健康有害性】呼吸器感作性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（区分1，2）など  【感嘆符】急性毒性（区分4）、皮膚刺激性（区分2）、眼刺激性（区分2A）、特定標的毒性（区分3）など  【環境】水性環境有害性
許容濃度・ 濃度基準値	21	化学物質の許容濃度とはどのようなものなのでしょうか。	許容濃度とは、労働者が1日8時間、1週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質にばく露される場合に、当該有害物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響を及ぼさないと判断される濃度を言います。日本では日本産業衛生学会が毎年「勧告」という形で示しています。また、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）がばく露限界値（TLV-TWA）等を公表しているので併せて参考としてください。なお、実際のばく露濃度については風の影響や作業姿勢などの諸要因によりその時々で上下することが想定されることから、定められた許容濃度の半分程度以下に抑えることが望ましいといわれています。
	22	化学物質の濃度基準値とはどのようなものなのでしょうか。	濃度基準値とは、今回の改正労働安全衛生法において「リスクアセスメント対象物質のうち厚生労働大臣が定めるものについて、屋内作業場において当該業務に従事する労働者がこれらのものにばく露される程度の限度」とされているものです。したがって、濃度基準値が定められている化学物質については、事業者にはその濃度基準値を超えないよう労働者のばく露濃度の低減措置を講じることが求められます。 濃度基準値は、1日の労働時間のうち8時間のばく露における濃度を各測定の実測時間により加重平均して得られる値（8時間時間加重平均値）と比較する八時間濃度基準値と、1日の労働時間のうち濃度が最も高くなるとされる15分間のばく露における濃度を各測定の実測時間により加重平均して得られる値（十五分間時間加重平均値）と比較する短時間濃度基準値があります。令和5年4月27日付厚生労働省告示第177号において八時間濃度基準値が57物質、短時間濃度基準値が15物質定められています。今後、濃度基準値が定められる化学物質は増えていくものと考えられます。

吸入ばく露の低減	23	建設作業現場では、密閉設備や局所排気装置を置いて作業することが困難なことから、呼吸用保護具を使用してばく露濃度の軽減措置を行うケースが多いと思われるますが、指定防護係数とはどのような内容なのでしょうか。	建設現場で使用されている防じんマスクについては、使用形態別に使い捨て式(D)、ろ過材取替え式(R)、捕集する粒子の性状別に液体粒子用(L)、固体粒子用(S)に区別され、この記号の組み合わせにより種類分けがなされています。すなわち、 ・RL=ろ過材取替え式の液体粒子用、RS=ろ過材取替え式の固体粒子用、DL=使い捨て式の液体粒子用、DS=使い捨て式の固体粒子用 という意味になります。また、取替え式の粉じんマスクには、鼻と口を覆うタイプ(半面形面体)と顔全体を覆うタイプ(全面形面体)があります。 一方、防毒マスク(有機ガス用)については使い捨てのものではなく、吸収缶取り換え式の半面形面体と全面形面体のものがあります。 事業者には有効な呼吸用保護具を選定することが求められますが、その指標となるのが「指定防護係数」です。指定防護係数とはそのマスクの性能を示すもので「 $100 \div \text{透過率}$ (対象の物質を透過させるパーセンテージ)」で得られる数字で表します。例えば、指定防護係数4とは透過率が25%( $100 \div 25 = 4$ )、指定防護係数10とは透過率が10%( $100 \div 10 = 10$ )、指定防護係数50とは透過率が2%( $100 \div 50 = 2$ )を意味し、指定防護係数が大きいほどマスクの性能が高いということになります。
	24	労働者のばく露濃度と呼吸用保護具に求められる指定防護係数の関係はどのように考えればよいのでしょうか。	防毒マスクの場合、半面形面体にあつては指定防護係数が10(透過率10%)、全面形面体にあつては指定防護係数が50(透過率2%)とされています。例えば、ある有害物質の濃度基準値が10ppm、その有害物質を取扱う労働者のばく露濃度(環境)が120ppmであった場合、指定防護係数が10の半面形面体の使用では10%の透過があるため面体の内側でも12ppmのばく露があることとなり、濃度基準値を上回るため使用できません。そのような場合は指定防護係数が50の全面形面体を選択することによって2%の透過率にとどまることにより面体の内側のばく露濃度を濃度基準値を下回る2.4ppmに抑えることができるので、使用が可能となります。この考え方は、粉じんマスクの選定においても同じです。
	25	粉じんマスク、防毒マスクを購入する際の注意事項はありますか。	有害な化学物質を取り扱う労働者のばく露濃度を適正に低減できるものを選択することとなりますが、産業用の粉じんマスク、防毒マスク等については国の労働衛生保護具用型式検定制度があり、合格品には合格標章が表示されています。面体、ろ過材(吸収缶)ともに購入の際には国の型式検定合格品であることを必ず確認してください。
経皮ばく露の低減	26	皮膚等障害化学物質とはどのようなものですか。	皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質(皮膚刺激性有害物質)、皮膚から吸収され若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質(皮膚吸収性有害物質)のことで、これらを含む製剤を含めて皮膚等障害化学物質等といい、これらの物質を取り扱う作業では、不浸透性の保護具(手袋、保護衣等)を着用することが求められます。なお、これとは別に、特化則等の特別規則が適用される化学物質のうち皮膚又は目の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものもあります。
	27	皮膚等障害化学物質等を取り扱う場合の保護具はどのようなものがありますか。	皮膚等障害化学物質等は人の眼や皮膚に付着することにより健康障害を引き起こすものであることから、眼に関してはゴーグル等の保護眼鏡、手に関しては保護手袋の着用が有効なばく露防止対策となります。化学物質は手袋の材質の種類によって様々な透過性を示すことから、実際に使用する製品に含まれる皮膚等障害化学物質等をSDS等により把握し、耐透過性のある材質の手袋を選定し使用することが必要となります。手袋の材質による皮膚等障害化学物質等の耐透過性能については厚生労働省が一覧表を公表しています。
	28	保護眼鏡、保護手袋を購入するに当たって留意すべき点は何ですか	保護眼鏡に関しては、日本工業規格としてJIS T8174が定められていますので、その適合品であることを確認することとしてください。 保護手袋に関しては同じくJIS T8116が定められています。基本的にはJIS T8116の適合品、準拠品であることを確認していただくこととなりますが、米国規格ASTM F739も試験方法にJIS T8116との互換性が認められることから「使用して問題ない」とされています。なお、欧州規格EN ISO374については「透過速度の考え方が多少異なるが概ね同等と考えてよい」とされていますが、メーカー等に問い合わせ、問題がないか確認するようにしてください。
発がん性物質の取扱い等	29	発がん性物質とはどのようなものですか。	がんを発生させるか、または発生率を増加させる化学物質を言います。 SDSではGHS基準に基づき以下のように表記されています。 ●区分1：人に対する発がん性が知られているあるいはおそらく発がん性がある ・区分1A：人に対する発がん性が知られている ・区分1B：人に対しておそらく発がん性がある ●区分2：人に対する発がん性が疑われる
	30	発がん性物質のばく露防止対策はどのようなものが考えられますか。	労働安全衛生法による発がん性物質とは、リスクアセスメント対象物質のうち発がん性が区分1(区分1A又は1B)に該当する物質とされています。発がん性物質の性状は様々で、その特性に応じたばく露低減措置を実施することが必要となっています。具体的には吸入ばく露による危険性があるものについては呼吸用保護具(粉じんマスクや防毒マスク)、経皮ばく露による危険性があるものについては化学防護手袋や保護衣の着用が求められることとなります。
	31	発がん性物質を含む製品を取り扱うに当たって留意すべき点は何のようなことですか。	発がん性物質を取り扱う作業を行う場合は作業記録を作成し30年間保存することが求められています。労働者のがん原性物質のばく露状況に関するものや、労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びに応急の措置の概要について記録することとしてください。